

登録左官基幹技能者更新のご案内

資格を更新される方

登録左官基幹技能者



日左連キャラクター

「さかん君」

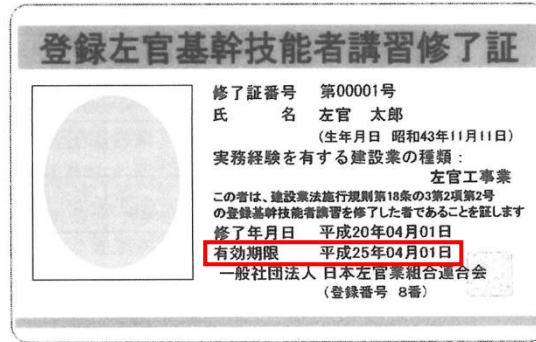
この講習は建設業法施行規則に基づき実施する講習です。

(一社) 日本左官業組合連合会

(国土交通大臣登録(第8号) 登録基幹技能者講習機関)

登録左官基幹技能者の資格更新について

登録左官基幹技能者資格の有効期限は5年となっており、有効期限の延長（5年）には、更新手続きが必要となります。有効期限内に更新手続きをされない場合は、資格が失効となりますので、ご注意ください。



1. 更新対象者

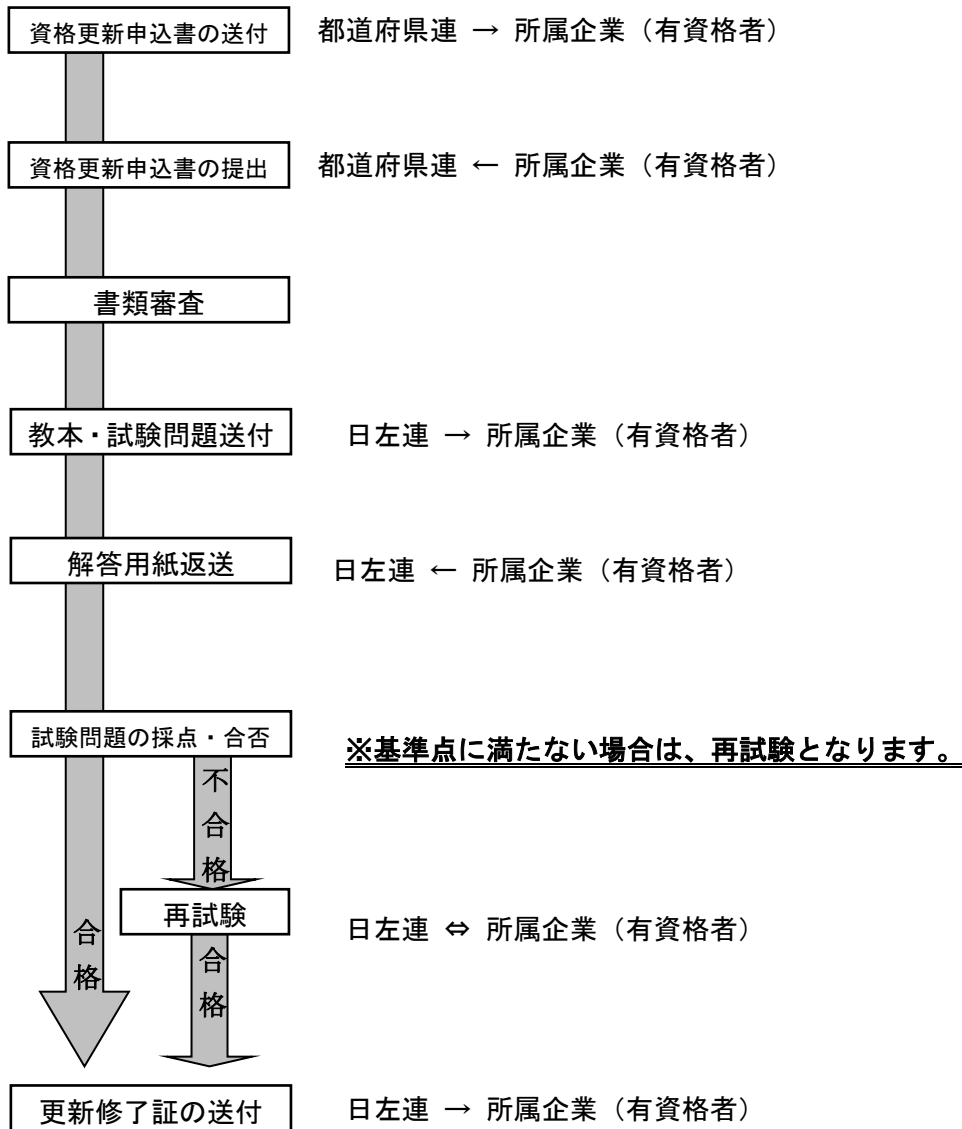
登録左官基幹技能者講習修了証に記載される有効期限が、以下の方が対象となります。

有効期限：令和6年〇月〇日

2. 更新申請の受付と失効

- (1) 講習修了証に記載されている有効期限の1年前から受け付けを開始することができる。
- (2) 講習修了証の有効期限を経過した場合、6ヶ月以内に限り更新講習の受講の申請を受け付けます（理由書が必要となります）。
- ((1)(2)の講習修了証の有効期限は、前回修了証の有効期限の翌日から起算して5年間となります。)
- (3) 講習修了証の有効期限経過後6ヶ月以上1年以内に更新講習の受講の申請があった場合は、当該年度に実施される直近の認定講習（講義は免除）を受講し、試験の結果が基準点に達した場合、講習修了証を発行いたします。その際の受講料は、認定講習の受講料に基づきます。
- ((3)の講習修了証の有効期限は、新たな修了年月日より5年間となります。)
- (4) 有効期限を1年以上経過した方は失効となります。

3. 更新手続きの流れ



4. 必要書類

1	更新講習申込書	<p>様式 1 および様式 2 に記入、押印、顔写真・登録左官基幹技能者資格証の写し・受講料振込領収書の貼付け (顔写真) 5 cm × 5 cm を 1 葉 (写真は上半身無帽、無背景で申請 3 ヶ月以内に撮影したもの、写真裏に所属会社及び氏名を記入) ※講習申込書に貼付け</p>
2	資格証明書類 (A 4 版)	<p>当初講習時に求められた国家資格等の資格を証する書面の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1 級左官技能士 ② 1 級建築施工管理技士 ③ 2 級建築施工管理技士 (仕上げ) ④ 職業訓練指導員 (左官職種) ⑤ 優秀施工者国土交通大臣顕彰者 (建設マスター) など <p>職長・安全衛生責任者教育修了証 (労働安全衛生法 60 条) の写し、又は、事業主以外の元請の建設業者による証明書類</p>
3	実務・職長経験証明書	<p>様式 3 および様式 4 に記入、受講者押印及び所属会社等の証明、押印 ※受講者が事業主の場合は、誓約書を求める</p>
4	申請遅延理由書	<p>様式 2-2 登録左官基幹技能者講習事務規程第 4 3 条に基づく講習修了証の有効期限が経過した場合は、提出してください。</p>

※書類に不備がある場合は、更新手続きができない場合があります。

(1) 申込方法

角 2 封筒 (A 4 用紙用) に受講申込書等を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法 (書留、配達記録など) で各都道府県連へ郵送してください。(封筒の前面左下に「登録左官基幹技能者講習申込書 在中」と明記のこと。)

(2) 申込期限

令和 6 年〇月〇日 ※有効期限ごとに異なります

5. 更新手数料

11,000 円 (消費税込) ※テキスト代・修了証発行費用が含まれます。

※振込手数料は振込人の負担です。

※受講料はお返しいたしません。

6. テキストおよび試験問題

- ・テキスト 登録基幹技能者共通テキスト
※日左連発行書籍「左官施工法 2020」からも一部出題予定です。
- ・試験問題 25問（四肢択一式）

7. 適格請求書（インボイス）対応について

受講料及び修了証発行手数料の適格請求書が必要な企業様は、

ご提出前に様式 1 及び 2 のコピーを取り、保管いただきますようお願い申し上げます。

日左連より請求書・領収書は発行いたしません。

8. お問い合わせ

一般社団法人 日本左官業組合連合会

〒162-0841 東京都新宿区払方町 25-3

TEL 03-3269-0560 FAX 03-3269-3219